

(概要)

連邦第9巡回区控訴裁判所は8月11日、連邦取引委員会(FTC)対 Qualcomm の反トラスト法に関する訴訟について、地裁判決を破棄し、Qualcomm に対する差止命令を無効にした¹。

本件では、標準必須特許(SEP)のライセンスなどに関する Qualcomm の一連の商慣行が反トラスト法(シャーマン法第1条若しくは同法第2条又はFTC法第5条)²に違反するか否かが問われていた。2019年5月の地裁判決³では、同社の商慣行は反トラスト法に違反するとされ、同社にライセンスの差止命令などが出されていた。

本件に対する社会の関心は高く、訴訟参加人として Apple、Samsung など11者が参加し、法廷助言者(Amicus Curiae)として司法省⁴、DENSO⁵など28者が関わる大きな訴訟になっていた。

また、訴訟外では Qualcomm と他社^{6,7,8}との合意が進むなど状況も変化しつつあった。

日本でも、Qualcomm に対しては2009年9月に公正取引委員会から排除措置命令が出されるなど、長期に渡って検討が続いていたが、2019年3月に公正取引委員会から排除措置命令を取り消す旨の審決⁹が出されていた。

(背景)

Qualcomm は、無線通信のモデムチップを他社に製造委託するファブレス経営を行っており、携帯端末メーカーに対して、委託製造されたモデムチップを販売するとともに特許をライセンス供与していた。ライセンスは、複数の SEP と非 SEP のポートフォリオで一括して行われ、ロイヤルティは携帯端末の売上の3.5~5%とされることがあった(Subscriber Unit License Agreements)。同社はモデムチップ市場で高いシェアを得ていた。

同社は、モデムチップの販売による特許権の消尽を拒否し、携帯端末メーカーがライ

¹ <https://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2020/08/11/19-16122.pdf>

² <https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/u/america.html>

³ https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/qualcomm_findings_of_fact_and_conclusions_of_law.pdf

⁴ <https://www.justice.gov/atr/case-document/file/1199191/download> 司法省は上訴人(Qualcomm)側を支持していた

⁵ <http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/general/2020/02/27/19-16122-Continental%20Automotive%20Systems%20amicus%20brief.pdf>

⁶ <https://www.qualcomm.com/news/releases/2018/01/31/qualcomm-and-samsung-amend-long-term-cross-license-agreement> 対 Samsung

⁷ <https://www.apple.com/newsroom/2019/04/qualcomm-and-apple-agree-to-drop-all-litigation/> 対 Apple

⁸ <https://equisolve-private.s3.amazonaws.com/qualcomm/db/773/6917/file/FY%202020%203rd%20Quarter%20Earnings%20R%20release.pdf?AWSAccessKeyId=AKIAVOH5SHIJMOC25KYR&Expires=1597270830&Signature=8zjBaCZ6L6S4YvkNurSFNiQHTyU%3D> 対 Huawei

⁹ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/mar/190315.html>

センスに合意するまでモデムチップを販売せず(「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシー)、交渉に応じなければチップ供給を停止するとしていたこともあった。

このような一連の商慣行について、FTC は、モデムチップ市場における競争を阻害し反トラスト法に違反すると主張していた。

地裁判決では FTC の主張が認められ、Qualcomm にライセンスの差止め及び再交渉などが命じられていた。地裁判決では、同社が不当に高いロイヤルティを請求し続けることを許可すると、競合他社のモデムチップに人為的な上乗せ金が永続するなどとしていた。

(控訴審の判断)

控訴審では、裁判官 3 名のパネルは以下のとおり判示して地裁判決を破棄し、Qualcomm に対するライセンスの差止命令を無効にした。

1. Qualcomm は競合他社にライセンス供与すべき反トラスト上の義務はなく、携帯端末メーカーに排他的にライセンス供与する商慣行はシャーマン法第 2 条に違反しない。標準化団体の FRAND 宣言に反したとしても、その救済は契約又は特許法の問題であって今回の判断に影響しない。
2. Qualcomm のロイヤルティと「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシーは、競合他社のモデムチップの販売に反競争的な追加料金を課すものではなく、競合他社にもライセンス供与され得るもの(chip-supplier neutral)であって、市場での競争を弱めるものではない。
3. Qualcomm による過去の他社(Apple)との契約には、モデムチップ市場での競争を実質的に排除するという事実又は実質的な影響はなく、当事者間でも既に解消されており、対処すべきことはない。

(今後の展開等)

今回の控訴審判決は、Qualcomm にとって大きな勝利となった。本件の多くは従来 of 通信規格に関するライセンス供与の商慣行について検討されたものであるが、今回の控訴審判決によって、今後の第 5 世代移動体通信システム(5G)に関しても同社が優位に進められると予想されている。各種報道では同社の株価が上昇したことも報じられている。

他方で、控訴審に提出された意見書(Amicus Brief) にも見られるように FTC 側を支持していた者も多数いる。

今後の対応について FTC は、全ての選択肢を検討中だとしており、最高裁で争われる可能性は残されている。

(以上)